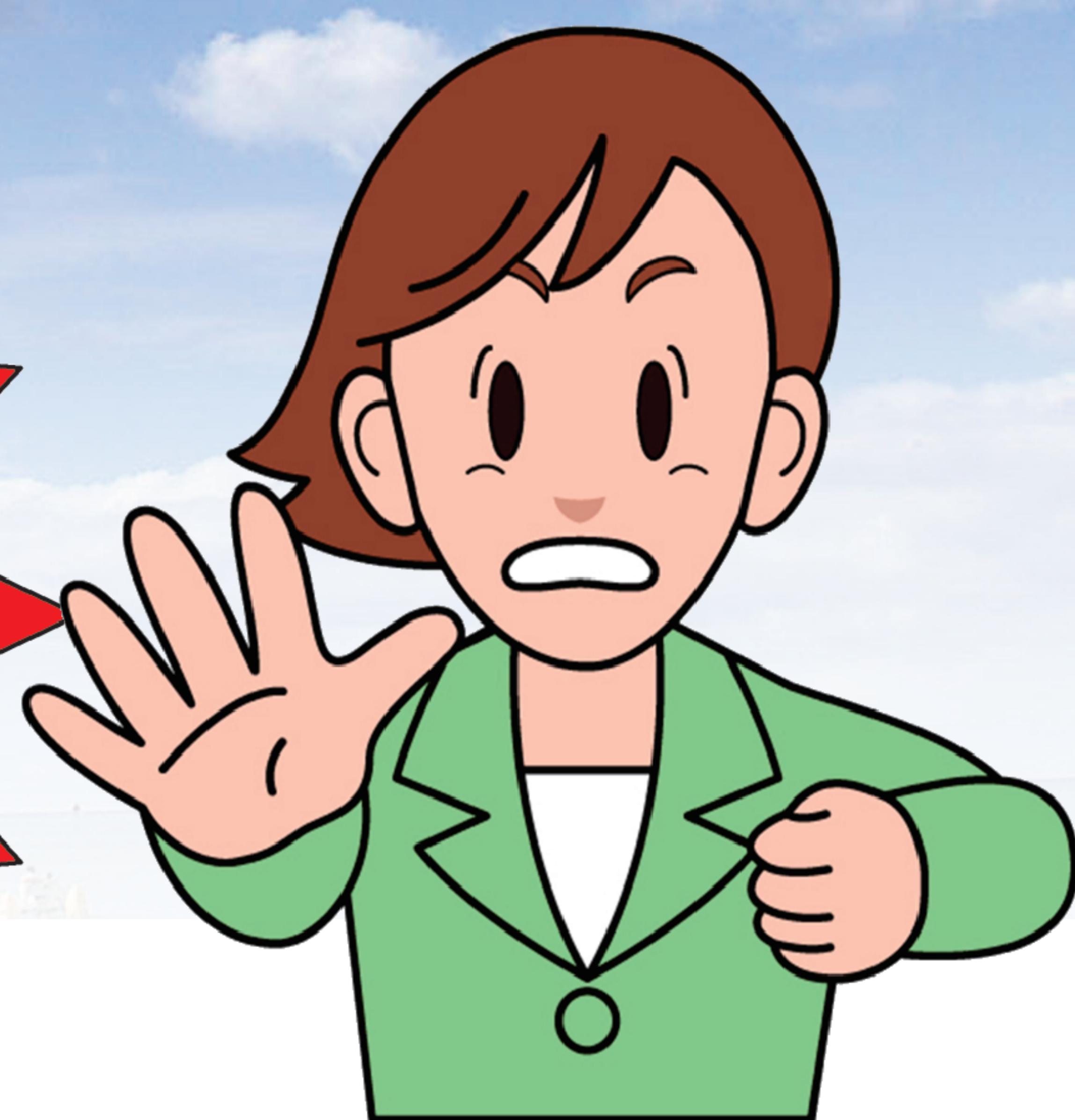


子どものいじめ問題に関する 提言書

～いじめから子どもたちを守るために～

概要版



岐阜市子どもの権利推進委員会

いじめ問題を解決するための5つの提言

家庭では

○家庭教育学級をはじめとしたPTA活動などを通じて、いじめの酷さや、いじめは許されない行為であること、いじめの徴候（サイン）を決して見逃さないようにすること、パソコンや携帯電話がいじめの道具に使われないようにすること等が理解できる内容の研修を大切にしましょう。



- 子どもとの会話を重視してできるだけ積極的に意思疎通を図り、子どもが保護者の存在を常に近くに感じられるようにしましょう。
- 子どものために料理を作り、一緒に食事をするなど大切に、子どもが愛されて育ったという実感をもつことができるようにしましょう。
- 子どもが地域社会で見守られる環境をつくるために、日ごろから保護者が地域の活動に参加するようにしましょう。
- 家庭での子どもの様子や言動に注意し、子どもの変化に気づいたらすぐ学校や相談機関などに相談するようにしましょう。また、子どもに対する見守りは家族ぐるみで行いましょう。

地域社会では

○いじめの実態を理解し、地域の大人が何をすべきなのかについて分かりやすく理解できるように、各種会合の中でいじめをテーマとした研修を実施するようにしましょう。例えば、地域のスポーツ少年団での活動において、その指導者・育成者は、子どもの上下関係や技術の優劣などが原因となつて、いじめが発生しやすい状況にあることを理解し、決していじめを見逃さないようにする研修内容に努めることが大切です。

- 見かけるすべての子どもにあいさつをして、地域の大人が子どもにとって「知らない人」から「顔見知りの人」になるようにしましょう。
- 自治会及び各種団体などで、子どもが幼い頃から保護者と一緒に参加できる活動を多く実施するように努めましょう。
- 子どもを見守る活動をする諸団体のように周囲の大人が声をかけて注意したり、学校に連絡したりして、いじめを見つけ、防止するための積極的な行動に努めましょう。



< 提言 >

- 1 「いじめ」を許さないための効果的な研修を実施すること
- 2 「いじめ」を予防する環境づくりに取り組むこと
- 3 「いじめ」の早期発見に努めること
- 4 「いじめ」に的確に対応すること
- 5 特にインターネットにおける「いじめ」に適切に対応すること

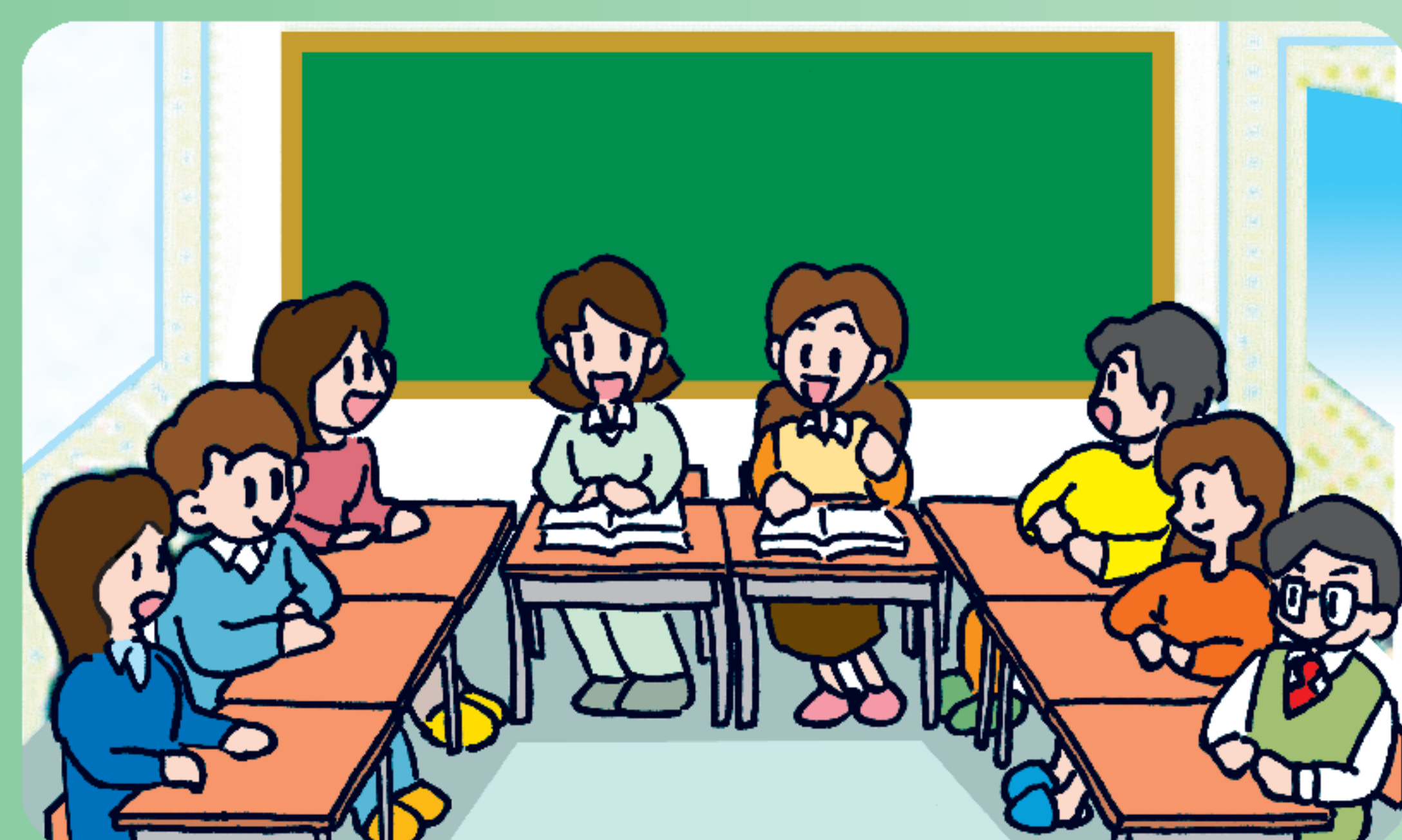
学校では

○いじめを早期に見つけることができるようになるための職員研修を年間計画に位置づけたり、内容を工夫したりして計画的に進めることが大切です。

○教育相談の体制を確保するために、スクールカウンセラーやスクール相談員、ほほえみ相談員を校内組織に機能させ、連携を強化することが必要です。

○子どもたち自身がいじめを予防するための取り組みを、以下の例を参考にし、学校ごとに積極的に実践することが必要です。

- ・学校全体で「いじめ防止宣言」を行い、いじめに対して一丸となって取り組む。
- ・いじめは許さないという機運を高めるために、「いじめは許さん隊」などを組織する。
- ・子どもたち自らいじめの解決策を考える取り組みを実践する。
- ・「うざい」「きもい」「死ぬ」などの言葉を使わないように取り組む。



○いじめ問題への対応について、学校が中心となり、地域社会や関係機関と連携して情報交換に努めるとともに、今後の対応策や解決策を検討することが大切です。

○いじめ問題が解決した状態を慎重に見極め、いじめられている子ども自身が「いじめ問題は解決した」と、はっきり納得するまで粘り強く対応することが重要です。

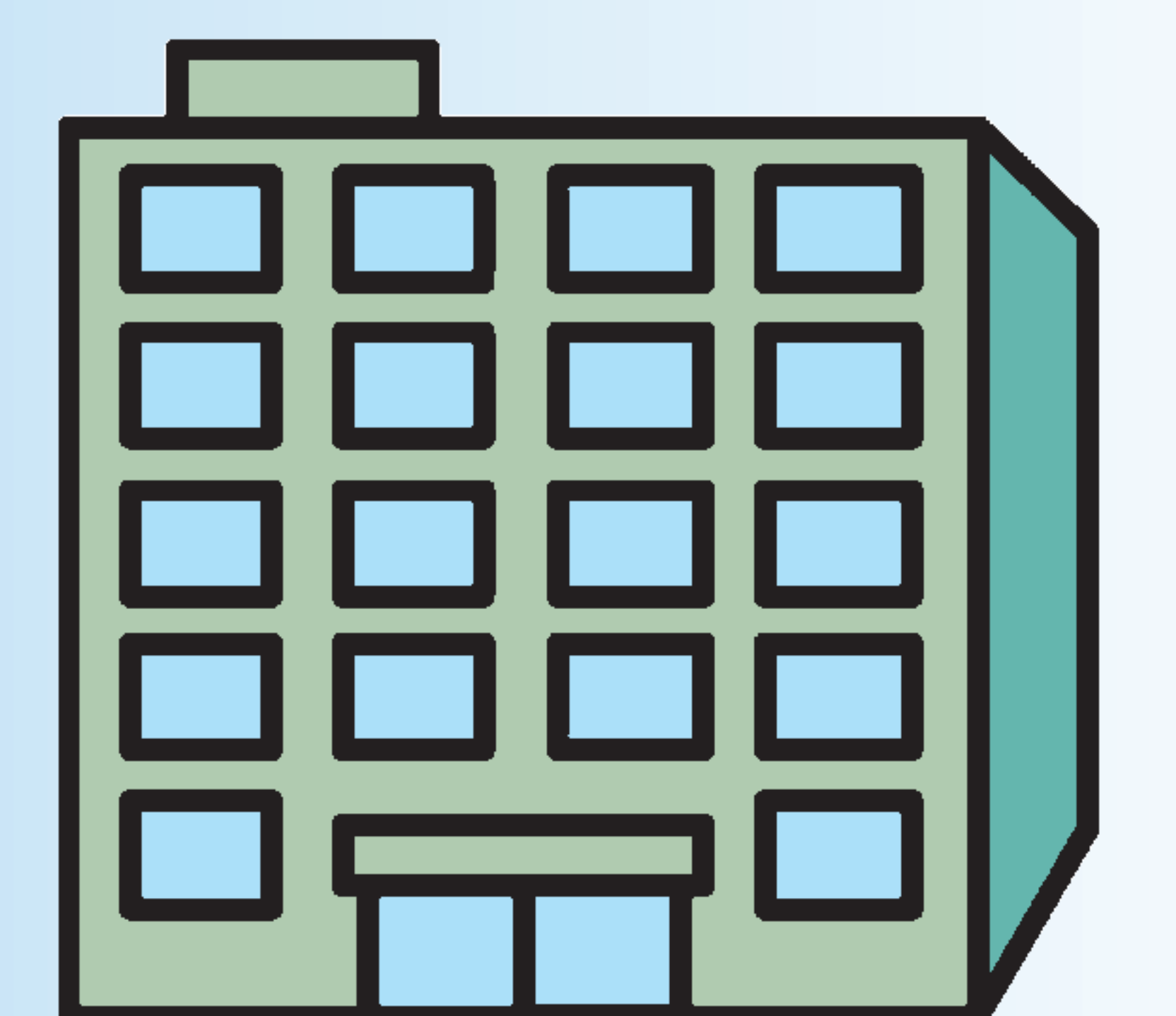
行政では

○いじめを未然に防ぐための研修を効果的に実施できるよう研修の内容や方法を検討し、そのための支援をすることが必要です。

- ・行政主体の講演会や学習会を積極的に開催すること。
- ・いじめ問題に関する資料、書籍、DVDの充実を図り、いじめに対する効果的な研修になるよう支援に努めること。

○多様化するいじめの実態を広く知らせるために、市の広報紙などで、「いじめ」に関する記事を掲載することが大切です。

○ネット上のいじめに対する監視が重要です。



あなたのちょっとした気づきがい、子どもたちをいじめから守ります。



いじめは誰にでも起こりうる問題で、個人的な問題として放置できない人権侵害であり、いじめられた子どもにとってその後の人生に深い心の傷を残す場合が少なくありません。特に、近年パソコンや携帯電話などIT機器の発達・普及により、インターネットを使った「ネット上のいじめ」が出現し、以前よりいじめの形態が複雑かつ深刻化している状況です。



子どものいじめ問題については、これまでも学校をはじめ、家庭や地域社会などにおいて、その解決のために様々な取り組みがなされてきました。しかし、残念ながら、この問題が完全に解決しているわけではありません。

今後、この提言書が、子どものいじめ問題の解決に貢献し、人を大切にする教育立市をめざす岐阜市政に反映されることを望みます。



【いじめに関する相談窓口】

- ◆ いじめ相談（岐阜市少年センター）
0120-43-1474
- ◆ いじめ相談24（岐阜県総合教育センター）
0120-740-070
- ◆ 岐阜県青少年SOSセンター（男女参画青少年課）
0120-247-505
- ◆ 子どもの人権110番（岐阜地方法務局）
0120-007-110
- ◆ チャイルドラインぎふ
0120-99-7777



「子どものいじめ問題に関する提言書」の全文をご覧になりたい方は、岐阜市市民参画部人権啓発センターのホームページでご覧ください。

<http://www.city.gifu.lg.jp/c/19050027/19050027.html>